

逗子市コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、逗子市の補助金の交付要望及び予算の執行に関する規則（平成3年逗子市規則第16号）に定めるもののほか、コミュニティ活動に直接必要な備品等の購入を行うコミュニティ組織に対し、予算の範囲内においてコミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業） 一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が宝くじの社会貢献広報事業として実施するものをいう。
- (2) コミュニティ組織 住民による自主的なコミュニティ活動を行う団体であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 市に届け出のある自治会・町内会
 - イ 逗子市住民自治協議会等に関する要綱（平成26年2月24日施行）第2条第3号に規定する住民自治協議会
 - ウ 逗子市地域活動センター条例（平成16年逗子市条例第12号）第9条第2項により指定された指定管理者
 - エ 営利、政治又は宗教活動を目的としない団体であって市長が特に必要があると認めるもの

（補助金の交付対象等）

第3条 補助金の交付対象は、コミュニティ組織が行うコミュニティ活動に直接必要な備品等の整備に要する経費とする。ただし、建築物及び消耗品は対象外とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を申請しようとするコミュニティ組織（以下「申請団体」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 見積書の写し
- (4) 商品説明資料
- (5) コミュニティ組織会則等
- (6) コミュニティ助成事業申請書（センター様式）
- (7) その他市長が必要があると認める書類

（優先順位の決定）

第5条 市長は、複数の申請団体より交付申請があったときは、過去5年以内に補助金の交付を受けていない申請団体を優先し、抽選により優先順位を決定の上、コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）に推薦するものとする。ただし、申請団体の助成金の合計額が限度額以内であればこの限りではない。

- 2 市長は、前条の規定により、優先順位を決定したときは、その結果について補助金推薦団体優先順位決定通知書（第3号様式）により各申請団体に通知するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、センター理事長より助成額の決定があったときは、当該予算の議決後、補助金交付決定通知書（第4号様式）により、当該推薦団体（以下「補助団体」という。）に通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

（事業の計画変更）

第7条 補助団体は、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに補助金変更交付申請書（第5号様式）及びコミュニティ助成事業変更申請書（センター様式）に変更内容を説明する資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、センター理事長より補助金の変更の決定があったときは、補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により補助団体へ通知するものとする。

（事業実績報告書の提出）

第8条 補助団体は、当該事業を完了したときは、速やかに事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第8号様式）
- (2) 領収書の写し

- (3) 備品台帳の写し
- (4) コミュニティ助成事業実績報告書（センター様式）
- (5) その他市長が必要があると認める書類

（補助金の請求）

第9条 補助金は、コミュニティ助成事業が完了した後において交付するものとする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該コミュニティ助成事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第9号様式）を提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 前条第1項ただし書の規定により、補助金の全部又は一部の交付を受けた場合でその額が当該事業等に係る補助すべき額を超えて交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じることができる。

（備品台帳の整備）

第11条 補助団体は、事業の施行について、必要な備品台帳を備え付け、5年間保管しておかなければならない。

（宝くじの社会貢献広報の実施）

第12条 補助団体は、整備した備品等（付属品・部品を含む）の全てにセンターが示す「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠した広報表示を行わなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 補助団体は、補助金により取得した備品等について、取得後5年間を経過するまでは処分してはならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。